

# 大阪(日本)維新の会調査報告書

平成24年11月24日  
PatriotsOfJapan

見出しの件に関して下記の通り報告する

記

## 1 生活保護費不正受給の団体からの献金に関して

平成22年分大阪維新の会収支報告書を調査したところ、**嘉誠会(大阪市東住吉区湯里 2-5-11)**なる団体から、平成22年9月14日に、200000円の献金を受けていた。

平成22年大阪維新の会収支報告書 [7/45]

<http://www.pref.osaka.jp/attach/11318/00085636/241025rk0005.pdf>

この団体を調査したところ、**大阪市健康福祉局**が平成23年12月15日 16時30分発表した情報によると、**不正又は不当な診療報酬の請求をしばしば行ったものとして、指定医療機関の指定取消処分を行った団体と判明**した。

以下 URL 及び報道発表について添付する。

大阪市ホームページ

<http://www.city.osaka.lg.jp/hodoshiryo/fukushi/0000150005.html>

### 平成23年12月15日 16時30分発表

大阪市では、生活保護受給者の診療に関して、生活保護法による医療扶助運営要領に定める「重大な過失により、不正又は不当な診療報酬の請求をしばしば行ったもの」に該当する医療機関について、生活保護法第51条に基づく指定医療機関の指定取消処分を行いました。

本市では、医療扶助の適正実施に向けて、制度の趣旨の徹底、及び医療扶助に関する取扱等の実態把握を行っており、この度、生活保護法第54条に基づく検査の結果、東住吉区

の医療機関において、患者が通院しており医師は訪問診療をしていないにもかかわらず在宅患者訪問診療料等の請求を行うという不正請求や、診療録に訪問診療を行った旨の記載がないにもかかわらず在宅患者訪問診療料等の請求を行うという不当請求などが、少なくとも5年にわたり計 2,000 回を超えて行われていたことが判明しました。

本市としては、今後も引き続き、疑義のある医療機関については随時調査を実施し、医師会、歯科医師会、薬剤師会にも協力を仰ぎ、専門家とも相談しながら厳正に対処してまいります。

## 1. 指定取消となる医療機関

---

医療機関名 医療法人嘉誠会 山本医院  
所在地 大阪市東住吉区湯里 2-5-11 パステル針中野 1 階  
代表者 医療法人嘉誠会 理事長 山本嘉治  
指定取消年月日 平成 24 年 2 月 1 日

## 2. 検査において判明した事実

---

### (1)不正・不当請求の概要

ア. 患者が通院し、医師は訪問していなかったにもかかわらず、229 回の訪問診療料及び 30 カ月の在宅時医学総合管理料を不正に請求していた。(不正請求)

イ. 介護保険制度に基づき訪問看護ステーションから看護師が訪問を行っているが、医師は訪問していなかったにもかかわらず、23 回の訪問診療料を不正に請求していた。(不正請求)

ウ. ①診療録に訪問診療を行った旨の記載がない(29 回)、②診療録に、訪問診療を行った旨の記載がある一方で、同日に患者が通院したことを示す X 線検査等に関する記載もあることから、訪問診療の事実の有無が不明(18 回)、③医師の所見や患者の状態、指導内容等を示す記載が一切ない(25 回)等、合わせて 1,772 回の算定要件を満たさない訪問診療料の請求をしていた。(不当請求)

エ. 定期的ないし計画的に患家に赴いていたにもかかわらず、40 回の算定要件を満たさない往診料の請求を行っていた。なお、これらについては、診療録に患家の求めや病状急変等の往診の理由に関する記載もなかった。(不当請求)

オ. 診療録に指導内容等の要点に関する記載がないにもかかわらず、305 カ月の算定要件を満たさない在宅時医学総合管理料の請求を行っていた。(不当請求)

カ. 診療録に、訪問看護ステーションに交付した指示書等の写しが添付されていないにもかかわらず、141 カ月の算定要件を満たさない訪問看護指示料の請求を行っていた。(不当請求)

※不正請求…診療行為の実態がないにもかかわらず診療報酬を請求していたもの

不当請求…診療録に必要な記載がない等、算定要件を満たさない診療報酬を請求していたもの

## (2)不正・不当金額

検査で判明した不正・不当額に係る件数及び金額は以下のとおり

不正金額	6名分	282件	3,351,600円
不当金額	23名分	2,258件	27,809,800円
合計		2,540件	31,161,400円

(平成18年7月分～平成23年6月分)

なお、検査で判明した分以外についても、不正・不当請求のあったものについては、検査の日から5年前まで遡り、返還させることとしている。

## 3. 検査を行うに至った経緯

---

- ・平成23年1月中旬、東住吉区保健福祉センターにおけるレセプト点検において、訪問診療料の不正請求の疑いのあるレセプトを発見、適正化推進チームに相談があった。
- ・レセプト等の請求内容の確認を行い、平成23年3月下旬に当該医療機関へ生活保護法第50条第2項に基づく個別指導を実施。
- ・平成23年5月に当該医療機関から改善報告書の提出があったが、内容には疑義や矛盾点が多く、不正な請求を行っている疑いが見受けられた。
- ・このような状況から、診療内容及び診療報酬の請求について、カルテ等を確認するため生活保護法第54条に基づく立入検査を、平成23年7月から平成23年9月の間に4回実施した。

## 4. 行政処分にかかる聴聞の実施

---

生活保護法による指定医療機関の事故が指定取消の措置に該当するおそれがあると認められた場合は、検査終了後、当該指定医療機関に対して聴聞を行う必要があるため、行政手続法及び大阪市行政手続条例の規定により平成23年11月に聴聞を実施した。

## 5. 指定取消の理由

---

検査において判明した上記の事実は、生活保護法による医療扶助運営要領(厚生労働省通知)に示された指定取消事由である「重大な過失により、不正又は不当な診療報酬の請求をしばしば行ったもの」に該当するため、生活保護法第51条第2項の規定により指定を取り消すものである。

## 6. 再指定

---

生活保護法による医療扶助運営要領に基づき、原則として、指定取消の日から5年間は、生活保護法による指定を受けることができない

テレビ報道に関して(読売テレビ)

生活保護医療費を不正請求 大阪市の山本医院を処分 2011/12/15

[http://www.youtube.com/watch?v=O4ISNajFTsM&feature=player\\_embedded](http://www.youtube.com/watch?v=O4ISNajFTsM&feature=player_embedded)

つまり、平成18年7月～平成23年6月までの間、合計 2,540件 31,161,400円の生活保護者に係る不正、不当請求があり、これら行政処分を受けた医療法人から、大阪維新の会へ献金されたこととなる。

なお、参考までに平成22年分大阪維新の会の収支報告書画像を添付する。

[エラーチェック済]

(その11)

行番号	(11) 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳		政治資金パーティーの名称		大阪維新の会懇親会	
	対価を支払った者の氏名 (又は名称)	金額	年月日	住所(又は所在地)	2. 法人・その他の団体 (又は代表者の氏名)	備考
<del>1</del>	<del>大阪府薬剤師連盟事務局</del>	<del>900,000</del>	<del>H22/8/10</del>	<del>大阪市中央区和泉町1丁目3番8号</del>	<del>中西 光景</del>	
2	吹公社	200,000	H22/8/11	大阪府吹田市内本町1丁目9番10	近藤 正人	
3	ケイ.ケイ.ウィル(株)	200,000	H22/8/31	大阪市中央区平野町3-4-9	匪木 浩二	
<del>4</del>	<del>ティグレスオーラム</del>	<del>480,000</del>	<del>H22/8/10</del>	<del>東京都千代田区麹町1-10澤田ビル2F</del>	<del>赤峯 邦彦</del>	
5	ライフサポーター山市	400,000	H22/9/13	大阪府生野区新今里1丁目19番19号	山本 秀典	
6	社会福祉法人博光福祉会	200,000	H22/8/10	大阪府河内長野市小山田町448-2	桐山 博	
7	株式会社コノミヤ	200,000	H22/8/20	大阪市鶴見区今津南1-5-32	芋縄 隆史	
8	嘉誠会	200,000	H22/9/14	大阪市東住吉区湯里2-5-11	山本 嘉治	
9	社団法人箕面市薬剤師会	200,000	H22/8/10	大阪府箕面市萱野5-1-14	藤本 年朗	
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	合計	2,980,000				

1,600,000

## 2 大阪エンターテイメント都市構想研究会に関して

大阪エンターテイメント都市構想研究会という名目で、橋下市長のブレーンの一人が、企業から会費と称して 500000 円を集めている。

詳細は以下のとおりである

<http://www.osaka-entertainment.net/outline/> (ホームページ)

### 【研究会の目的】

本研究会は大阪府下におけるエンターテイメントの都市構想について研究し、その成果を大阪府に提案し、政策実現への基礎作りに資することを目的とする。

### 【研究会の名称】

本研究会は「大阪エンターテイメント都市構想研究会  
(英名:Society for Osaka Entertainment Initiative)」と称する。

### 【研究会事務局】

本研究会の事務局を、大阪府中央区今橋 2 丁目 1 番 1 号(株)グローバルミックス内におく。

### 【研究会の活動】

本研究会は前条の目的を達成するため、以下の活動を行う。

1. 世界のエンターテイメント都市を研究し、観光における国際競争に伍する都市のあり方を研究する。
2. 府民の生活の質を高めるために必要なエンターテイメント政策を研究する。
3. 雇用効果、交通インフラ、経済波及効果など多角的な側面からエンターテイメント産業が地域に与える影響を研究する。
4. 統合的エンターテイメント施設を実現するために必要な法律や制度のあり方を研究する

### 【研究会の活動期間】

研究会の活動期間は平成 21 年 4 月 1 日から平成 21 年 9 月 30 日までとする。

### 【研究会会員】

会員は本会の目的及び趣旨に賛同する、研究会企業で構成される。

## 【会費】

会費は別途定めるものとする。

## 【全体会議】

全体会議は原則的に隔月で開催する。また、必要に応じて分科会を開く。

以上

## 「大阪エンターテイメント都市構想研究会」規約

### 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、大阪エンターテイメント都市構想研究会

(英文名称：Society for Osaka Entertainment Initiative、SOEI) と称する。

(目的)

第2条 本会は、民間企業が中心となり、大阪・関西における諸問題を解決するためのツールとして、**エンターテイメント産業や観光産業**に着目し、持続可能な地域経済発展のための現実的構想を行政に提言することを目的とする。

(事務局)

第3条 本会の事務局を、大阪府大阪府中央区今橋 2-1-1 株式会社グローバルミックス内におく。

### 第2章 組織

(組織組成)

第4条 本会は以下の構成員によって組成される

1. 座長 (1名)
2. 研究員 (4名)
3. 会員企業 (複数社)

また、研究員および会員企業の指名を受けた個人または団体を、座長の承認により、オブザーバーまたはアドバイザーとすることができる。

(分科会)

第5条

1. 第2条に定める目的を達成するために必要と認める場合には、専門的な事項を審議するための機関として、本会の下に、分科会を置くことができる。

2. 分科会の委員は、座長が指名する。
3. 分科会の運営については、座長が別に定める。

### 第3章 会員企業

(会員)

第6条 本会の会員企業は、本会の目的に賛同する法人その他の団体とする。

(会費)

第7条 本会の会員企業は、次に定める会費を納入しなければならない。

#### 1. 会費 500,000 円 (消費税抜き)

2. 既納の会費は、還付しない。

(資格の喪失)

第8条 会員は、退会した場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、会員としての資格を失う。

1. 法人会員にあっては、当該法人が解散したとき。
2. 第2条の目的に反する行為をしたと認められる場合において、第9条の研究役員会議の議決をもって除名されたとき。

### 第4章 研究役員会議

第9条 研究役員会議は座長によって招集され、座長および研究員4名の参加によって行われる。

第10条

1. 研究役員会議の議長は、座長とする。
2. 研究役員会議は、2分の1以上の出席がなければ、開催することができない。
3. 研究役員会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(研究役員会議の付議事項)

第11条 研究役員会議に付議すべき事項は、次のとおりとする。

1. 規約の改廃
2. 予算および事業計画の策定
3. 会員企業の承認
4. その他座長が特に必要と認める事項

### 第5章 会計

(会計期間)

第12条 本会の会計期間は、2009年4月1日から2009年9月30日までとす

る。

(経費)

第13条 本会の経費は、会費やその他の収入をもって、これに充てる。

## 付 則

1. この規約に定めるもののほか、本会に関し必要な事項は、座長が別に定める。
2. 会則の変更は、研究役員会議において議決するものとする。
3. この規約は、2009年3月15日から施行する。

## 研究会座長プロフィール

橋爪紳也

Hashizume Shinya



1960年大阪府中央区生まれ。大阪府立高津高等学校から京都大学工学部建築学科に進学。同大学院で建築史学、文化財保護行政を学ぶ。大阪大学大学院工学研究科博士後期課程で都市計画学・環境工学を修め、以後、近代日本の都市における娯楽施設、および遊樂地に関する研究を展開する。建築史・都市文化論専攻。工学博士。

**現在**、**大阪府特別顧問**。大阪府立大学教授・観光産業戦略研究所長。大阪府立大学都市研究プラザ特任教授。橋爪総合研究所代表。社団法人生活文化研究所所長。

イベント学会副会長、社団法人日本ディスプレイ業団体連合会理事、(財)大阪観光コンベンション協会アドバイザー、上海世界博覧会大阪出展プロデューサー、水都大阪2009プロデューサー、大阪商工会議所都市再生委員会副委員長、空間デザイン機構顧問など、公職多数兼務

博覧会やイベント空間、ディスプレイ、盛り場や商業施設に関わる総合的な研究を展開するとともに、各地で市民参加型のまちづくりを实践。せんば元気



の会や三休橋筋商業協同組合のアドバイザーなども勤める。

「倶楽部と日本人」、「明治の迷宮都市」、「大阪モダン」、「日本の遊園地」、「祝祭の帝国」、「人生は博覧会」、「集客都市」、「モダン都市の誕生」、「飛行機と想像力」、「日本の博覧会」、「あったかもしれない日本」、「モダニズムのニッポン」、「につぼん電化史」、「大阪のひきだし」、「大大阪モダン建築」ほか、著書は数十冊を数える。受賞歴に、ディスプレイデザイン研究大賞、エネルギーフォーラム賞優秀賞など。

補足情報として、この**橋爪紳也**なる人物は、**橋下徹市長のブレインのひとり**である。

【橋下徹ブレイン激白 観光・文化】

エンタメ・食…「未来型ナニワ」で世界の都市競争に勝ち抜け（橋爪紳也さん）

2012.7.14 産経 web より

[http://sankei.jp.msn.com/west/west\\_life/news/120714/wlf1207142000023-n1.htm](http://sankei.jp.msn.com/west/west_life/news/120714/wlf1207142000023-n1.htm)

会員企業は以下のとおりである。

#### 会員企業

- 株式会社大林組
  - 鹿島建設株式会社
  - 株式会社きんでん
  - 株式会社鴻池組
  - 三機工業株式会社
  - 燦キャピタルマネージメント株式会社
  - 株式会社竹中工務店
  - **株式会社電通**
  - 南海電気鉄道株式会社
  - 日本電気株式会社
  - 株式会社ハートス
  - **株式会社博報堂**
  - パナソニック 電工株式会社
  - **株式会社マルハン**
  - 三井不動産株式会社
- (50音順・敬称略)

なお大阪府ホームページにて、**カジノを含めた統合リゾート(IR)の立地**にも、上記人物が関わっている。

大阪府ホームページ

<http://www.pref.osaka.jp/toshimiryoku/entertainment/index.html>

カジノを含めた統合型リゾート（IR）の立地

大阪における統合型リゾート（IR）立地に向けて～基本コンセプト素案～

「大阪における統合型リゾート（IR）立地に向けて～基本コンセプト素案～」を取りまとめ、第6回検討会（平成23年8月開催）において検討しました。これは、府民の皆様に対し、仮に大阪にIRを立地するとした場合のイメージなどをご提案するための資料となります。現在国において検討されているIR関連法案が国会に上程された後、シンポジウムやアンケート調査などを通じて、府民の皆様からのご意見をお聞きしながら、さらに検討を深めていきます。

大阪における統合型リゾート（IR）立地に向けて～基本コンセプト素案 [PDF ファイル／382KB] 概要版 [PDF ファイル／341KB]

大阪における統合型リゾート（IR）に関する基本的な考え方

大阪府では、国における「カジノを含めた統合型リゾート（Integrated Resort）」（以下「IR」という。）の法制化に向けた動向等を踏まえ、平成22年7月に「大阪エンターテイメント都市構想推進検討会」を設置し、大阪府内にIRを立地する場合の課題や対応策等について幅広く検討してまいりました。

このたび、5回に及ぶ検討会の中で各委員から出された意見や課題などを整理し、「大阪におけるIRに関する基本的な考え方」として以下のとおり取りまとめました。

なお、同検討会ではこの「基本的な考え方」を踏まえ、今後、ワーキンググループを設置して、さらに検討を進めていく予定です。

## 大阪における統合型リゾート（IR）に関する基本的な考え方

### 大阪エンターテイメント都市構想推進検討会

「大阪エンターテイメント都市構想推進検討会」は、国における「カジノを含めた統合型リゾート（IR）」の法制化に向けた動向等を踏まえ、有識者等によって大阪府内にIRを立地する場合の課題や対応策等について幅広く検討することを目的として設置しました。

### 委員会の構成（敬称略）

### 大阪エンターテイメント都市構想推進検討会委員（五十音順）

氏 名

所 属 ・ 役 職

#### 座長

**橋爪 紳也**

大阪府立大学 21世紀科学研究機構特別教授

大井 敬雅

大阪府PTA協議会 会長

勝見 博光

大阪市立大学都市研究プラザ特別研究員

木村 慎作

大阪府副知事

津田 和明

公益財団法人大阪観光コンベンション協会 会長

堤 道明

大阪市ゆとりとみどり振興局 理事

土居 年樹  
大阪商工会議所 ツーリズム振興委員会委員長

中 和博  
大阪府町村長会 会長（能勢町長）

日比野 健  
一般社団法人日本旅行業協会関西支部 支部長

向井 通彦  
大阪府市長会 会長（泉南市長）

吉田 功  
堺市財政局企画部長

なお、橋下市長は中国の香港カジノ関係者と、カジノ構想に関して会見を行っている。

大阪府ホームページより知事の動き（平成 24 年（2012 年）2 月）

<http://www.pref.osaka.jp/koho/ugoki/201202.html>

2月28日(火曜日)ローレンス・ホー氏(メルコクラウン・エンターテイメントCEO)の来訪



マカオの統合型リゾートを中心に事業を展開するメルコ・クラウン・エンターテイメントCEOのローレンス・ホー氏が、松井知事及び橋下大阪市長を訪問されました。知事は、「統合型リゾートは大阪の経済発展の核となるもの。法制化の必要があるが、府市一致して取り組んでいくので、アイデア等お聞かせいただきたい。」と述べました。また市長からは、「知事と私で統合型リゾート、大いに歓迎という方針。統合型リゾートへの道筋をつけるためにも協力を。」と発言がありました。ホー氏からは、「我々がチャンスをいただければ、協力していきたい。」との発言がありました。

(担当:都市魅力課)

マカオの統合型リゾートを中心に事業を展開するメルコ・クラウン・エンターテイメントCEOのローレンス・ホー氏が、松井知事及び橋下大阪市長を訪問されました。

知事は、「統合型リゾートは大阪の経済発展の核となるもの。法制化の必要があるが、府市一致して取り組んでいくので、アイデア等お聞かせいただきたい。」と述べました。また市長からは、「知事と私で統合型リゾート、大いに歓迎とい

う方針。

統合型リゾートへの道筋をつけるためにも協力を。」と発言がありました。ホ一氏からは、「我々がチャンスを提供できれば、協力していきたい。」との発言がありました。

メルコ・クラウン・エンターテイメント

<http://www.melco-crown.com/eng/main.php>

さらには、維新の会議員がパチンコチェーンストア協会の政策分野アドバイザーに所属しているので、参考までに報告する。

パチンコチェーンストア協会

<http://www.pcsa.jp/member.htm>

松野 頼久	日本維新の会	衆議院	熊本1区	
水戸 将史	日本維新の会	参議院	神奈川県	
				日本維新の会 計2名

### 3 外国人参政権に関して

橋下市長は、2008年5月18日の当時大阪府知事の時、**韓国総領事館主催の民団大阪韓日交流マダン**に出席し、祝辞を述べている。

民団新聞より

<http://www.inbong.com/2008/mindan/>

写真を添付する



このように、永住外国人に地方参政権をというタイトルの前で祝辞を述べている。

なお、このイベントの**主催は在日本大韓民国民団大阪府地方本部**であり、  
後援は**駐大阪韓国総領事館**、  
協賛は近畿産業信用組合である。



また、当時大阪市長であった平松市長も祝辞を述べている。



**橋下市長**は、2012年9月19日、記者団に対し、**外国人参政権に反対の意向**を表明する一方、在日韓国・朝鮮人ら特別永住外国人について「**議論の余地はあるが、人数の多い大阪では、公権力の行使に結びつかないようなコミュニティー（地域社会）のルール作りに参加してもらっていい**」との見解を示した。

産経新聞 2012年9月19日

[http://sankei.jp.msn.com/west/west\\_affairs/news/120919/waf12091919080030-n1.htm](http://sankei.jp.msn.com/west/west_affairs/news/120919/waf12091919080030-n1.htm)

しかしながら、**維新の会**に参入している人物の中には**元民主党議員**で**外国人参政権に賛成**の議員も存在する。

参考までに維新の会議員に関して報告する。

(2012年11月19日12時05分 読売新聞)

<http://www.yomiuri.co.jp/election/shugin/2012/news/20121119-OYT1T00609.htm?from=popin>

**民主党の小沢鋭仁元環境相（58）（山梨1区、当選6回）と阪口直人前衆院議員（49）（和歌山2区、同1回）**は19日午前、民主党に離党届を提出した。

**日本維新の会**から衆院選（12月4日公示、16日投開票）に**出馬**する意向だ。

小沢、阪口両氏は離党届提出後、国会内でそろって記者会見した。民主党結党（1998年）時からのメンバーである小沢氏は「統治機構改革を一貫して主張してきたが、民主党では受け入れられなかった。恩義も友情もあり、悩んだが、次の戦いは新たな旗の下で挑戦したい」と語った。

維新の会は、小沢、阪口両氏を衆院選で公認する方向で調整している。

永住外国人への地方選挙権付与に関する提言 2008年5月20日

永住外国人法的地位向上推進議員連盟

<http://www.katsuya.net/image/teigen080520.pdf>

永住外国人法的地位向上推進議員連盟

役員

顧問 鳩山由紀夫（衆）

顧問 赤松広隆（衆）

会長 岡田克也（衆）



副会長 千葉景子 (参)  
 副会長 土肥隆一 (衆)  
 副会長 仙谷由人 (衆)  
**副会長 小沢鋭仁 (衆)**  
 副会長 岩國哲人 (衆)  
 事務局長 川上義博 (参)  
 事務局次長 津村啓介 (衆)  
 幹事 末松義規 (衆)  
 幹事 白眞勲 (参)

なお、**小沢鋭仁**議員は2009年3月28日、**民団山梨県本部第15回定期総会**で、「**政権奪取で皆さんの地方参政権を実現する**」と講演で述べている。

#### 民団新聞<地方大会>11本部で新体制発足 2009-04-01

[http://www.mindan.org/shinbun/news\\_bk\\_view.php?corner=2&page=1&subpage=3349](http://www.mindan.org/shinbun/news_bk_view.php?corner=2&page=1&subpage=3349)

さらに、**小沢鋭仁議員**は**パチンコチェーンストア協会政治分野アドバイザー**に所属している。項目2と関係がある可能性があり、参考までに報告する。

パチンコチェーンストア協会


<http://www.pcsa.jp/member.htm>

政治分野アドバイザー				
氏名	政党	議院	選挙区	所属
羽田 孜	民主党	衆議院	長野3区	元首相、党最高顧問、 娯楽産業健全育成研究会名誉顧問
古賀 一成	民主党	衆議院	比例九州	娯楽産業健全育成研究会会長
<b>小沢 鋭仁</b>	<b>民主党</b>	<b>衆議院</b>	<b>山梨1区</b>	<b>娯楽産業健全育成研究会会員</b>
山田 正彦	民主党	衆議院	長崎3区	娯楽産業健全育成研究会副会長
海江田 万里	民主党	衆議院	東京1区	
中山 義活	民主党	衆議院	東京2区	
生方 幸夫	民主党	衆議院	千葉6区	
吉田 公一	民主党	衆議院	比例東京	
松宮 勲	民主党	衆議院	福井3区	
下条 みつ	民主党	衆議院	長野2区	
辻 恵	民主党	衆議院	大阪17区	
石井 登志郎	民主党	衆議院	兵庫7区	
大西 孝典	民主党	衆議院	奈良4区	
川口 博	民主党	衆議院	秋田2区	
小川 勝也	民主党	参議院	北海道	娯楽産業健全育成研究会常任幹事
羽田 雄一郎	民主党	参議院	長野県	
増子 輝彦	民主党	参議院	福島県	
石井 一	民主党	参議院	比例区	娯楽産業健全育成研究会名誉会長
室井 邦彦	民主党	参議院	比例区	
安井 美沙子	民主党	参議院	愛知県	

一方、元民主党**阪口 直人**は、2009 年朝日新聞で、「**永住外国人地方参政権**」に関して、「**どちらとも言えない**」と表明している。

<http://www2.asahi.com/senkyo2009/carta/A30002002.html>

asahi.com × ANN 2009 総選挙  
選挙区 和歌山2区 比例区 近畿ブロック (重複)



**阪口 直人**(46)  
さかくち なおと

政党	民主 [国民]	略歴
新旧	新	民主化支援NGO運営委員(元)衆院議員秘書・国連選挙監理員▽埼玉大院
衆院当選回数	1回	

政策・政治スタンス(朝日・東大調査から) 朝日・東大調査とは


- Q 「憲法を改正すべきだ」の意見に賛成ですか、反対ですか。  
A 賛成
- Q 「永住外国人の地方参政権を認めるべきだ」の意見に賛成ですか、反対ですか。  
A どちらとも言えない
- Q 「道路予算を維持すべきだ」の意見に賛成ですか、反対ですか。  
A どちらかと言えば反対
- Q A「日米同盟は日本外交の基軸」、B「日本外交は国連中心主義で」のどちらに近いですか。  
A どちらかと言えばB
- Q 「5年以内の消費税率引き上げはやむをえない」の意見に賛成ですか、反対ですか。  
A どちらとも言えない
- Q これからの日本は、どんなふうと呼ばれる国になってほしいですか。  
A 平和・文化国家

▽氏名は原則として日常使用名。敬称略▽年齢は投票日(8月30日)現在の満年齢▽政党名は略称。[ ]の政党は推薦・支持▽略歴は主な経歴▽回答は各候補者に、選択肢の中から選んでもらった▽選択肢を調はず別の形で回答した場合や注記などは掲載していない。空欄は無回答のほか、選択肢が1つの回答が、1-場合が2がある。▽+小選挙区で当選▽+比例区で当選

しかし、元民主党の**今井 雅人**議員は、2009 年朝日新聞で、「**永住外国人地方参政権**」に関して、「**どちらかといえば賛成**」と表明している。

<http://www2.asahi.com/senkyo2009/carta/A21004002.html>

asahi.com × ANN 2009 総選挙  
選挙区 岐阜4区 比例区 東海ブロック (重複)



**今井 雅人**(47)  
いまい まさと

政党	民主 [国民]	略歴
新旧	新	為替情報通信社会長・早大客員研究員(元)UFJ銀行員▽上智大
衆院当選回数	1回	

政策・政治スタンス(朝日・東大調査から) 朝日・東大調査とは

- Q 「憲法を改正すべきだ」の意見に賛成ですか、反対ですか。  
A どちらとも言えない
- Q 「永住外国人の地方参政権を認めるべきだ」の意見に賛成ですか、反対ですか。  
A どちらかと言えば賛成
- Q 「道路予算を維持すべきだ」の意見に賛成ですか、反対ですか。  
A どちらとも言えない
- Q A「日米同盟は日本外交の基軸」、B「日本外交は国連中心主義で」のどちらに近いですか。  
A どちらかと言えばB
- Q 「5年以内の消費税率引き上げはやむをえない」の意見に賛成ですか、反対ですか。  
A どちらかと言えば反対
- Q これからの日本は、どんなふうと呼ばれる国になってほしいですか。  
A 環境先進国

▽氏名は原則として日常使用名。敬称略▽年齢は投票日(8月30日)現在の満年齢▽政党名は略称。[ ]の政党は推薦・支持▽略歴は主な経歴▽回答は各候補者に、選択肢の中から選んでもらった▽選択肢を調はず別の形で回答した場合や注記などは掲載していない。空欄

#### 4 維新の会所属の松野頼久議員に関して

**松野頼久議員**は、現在維新の会に所属しているが、民主党議員であった時、**高級クラブの代金を、資金管理団体が政治活動費として支出**していた。

画像及び URL を添付する。

#### 平成 19 年分政治システム研究会収支報告書

[http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1052035/www.soumu.go.jp/senkyo/seiji\\_s/seijishikin/contents/000024698.pdf](http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1052035/www.soumu.go.jp/senkyo/seiji_s/seijishikin/contents/000024698.pdf)

(その14)

(2) 政治活動費の内訳				項目別区分 <b>政治活動費 (交際費)</b>			
支出の目的	金額			年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は名称)	備考
交際費			92484	1935	株式会社	港区	
〃			96221	1942	〃	港区	
〃			54120	1943	〃	港区	
〃			418000	1947	〃	港区	
〃			445500	1946	同上	同上	
〃			67620	1954	〃	港区	
〃			55000	1970	〃	港区	
〃			318433	1921	〃	港区	
〃			144420	1912	ギンザクラブ	中央区	
〃			506345	1912	〃	中央区	
〃			181600	1910	〃	中央区	
〃			188600	1912	同上	同上	
この頁の小計			2568343				(注1) 5万円以上の支出はすべて個別に掲載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。
その他の支出			1378000				(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の( )の中の項目

ギンザ K クラブ 中央区銀座 8-6-22

平成 19 年 12 月 11 日 144420 円

なお収支報告書上は、上記名称所在地になっているが、実際は銀座 club K であり、所在地は銀座 8-7-22 である。

<http://clubk-ginza.net/index.html> (ホームページ)

これに関して、松野頼久議員側は共同通信への取材に関して、**松野頼久官房副長官の資金管理団体は東京都内のクラブ 2 店を利用し、約 50 万円を支払った。**松本剛明衆院議院運営委員長の資金管理団体も都内のクラブ 2 店の飲食代として約 30 万円を計上。いずれも関係者との懇談に利用したな

どと説明している。

<http://www.47news.jp/CN/200909/CN2009093001000451.html>

2009/09/30 14:02 【共同通信】

このように述べているものの、高級クラブの代金を政治資金で建て替えることに関しては、**道義上の問題が生じる**可能性がある。

さらに、同議員の事務所費に関して、光熱水費が0円となっている。

### 平成 22 年分政治システム研究会収支報告書(13/37)

[http://www.soumu.go.jp/senkyo/seiji\\_s/seijishikin/contents/111130/1291600037.pdf](http://www.soumu.go.jp/senkyo/seiji_s/seijishikin/contents/111130/1291600037.pdf)

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項 目	金 額					備 考				
	十 圓	百 万	千	円	円					
1 経 常 経 費										
(1) 人 件 費		1	8	3	8	0	0	0		
(2) 光 熱 水 費									0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費		1	2	5	0	7	8	6		
(4) 事 務 所 費			5	6	3	7	5	6		
小 計 (1) ~ (4) の計		3	6	5	2	5	4	2		
2 政 治 活 動 費										
(1) 組 織 活 動 費		4	5	3	3	6	0	4		
(2) 選 挙 関 係 費									0	
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 其 他 の 事 業 費		4	1	1	1	1	5	5		ア~エの計
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費					3	1	5	0	0	
イ 宣 伝 事 業 費					3	1	5	0	0	
ウ 政 治 資 金 / パ ー テ ィ ー 開 催 事 業 費		4	0	7	9	6	5	5		
エ そ の 他 の 事 業 費								0		
(4) 調 査 研 究 費					6	4	0	0		
(5) 寄 附 ・ 交 付 金		7	8	0	0	0	0	0		
(6) そ の 他 の 経 費		5	0	0	0	0	0	0		
小 計 (1) ~ (6) の計		2	1	4	5	1	1	5	9	
合 計 (1 の 小 計 + 2 の 小 計)		2	5	1	0	3	7	0	1	

国会議員会館ならば光熱水費はかからないが、しかしながら同議員の資金管理団体の所在地は**熊本県熊本市坪井4-3-35**である。

	収支報告書								
(その1)									
(ふりがな) 1 政治団体の名称 <u>政治システム研究会</u>		※該当箇所には☑をつけること		平成 22 年分 (平成 年 月 日開始分)					
2 主たる事務所の所在地 <u>熊本県熊本市坪井4-3-35</u>		政治団体の区分 <input type="checkbox"/> 政 党 <input type="checkbox"/> 政 党 の 支 部 <input type="checkbox"/> 政 治 資 金 団 体 <input checked="" type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体 <input type="checkbox"/> その他の政治団体の支團							
3 代表者の氏名 <u>松野 頼久</u>		活動区域の区分 <input checked="" type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等 <input type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内							
4 会計責任者の氏名 <u>近藤 学</u>		資金管理団体の指定の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 公職の種類 <u>衆議院議員</u> 資金管理団体の の届出をした 者の氏名 <u>松野頼久</u>				国会議員関係政治団体の区分 <input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 <input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 公職の候補者の氏名 <u>松野 頼久</u> 公職の種類 <u>衆議院議員</u>			
事務担当者の氏名 <u>太田 京子</u> (電話) <u>096-345-7788</u> (電話) _____		資金管理団体の指定の期間 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで				国会議員関係政治団体に関する 特例の適用期間 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
		受付 23.6.20 収支公庫 2831 第 号				23.5.30 129160			

さらに、同議員の後援会事務所所在地は、自身のホームページによると  
<http://www.matsuno-yorihisa.com/>

### 熊本事務所

〒860-0863

熊本県熊本市坪井 4-3-35

TEL : 096-345-7788

FAX : 096-344-4801

Mail : [y-matsuno@rhythm.ocn.ne.jp](mailto:y-matsuno@rhythm.ocn.ne.jp)

### 国会事務所

〒100-8982

東京都千代田区永田町 2 丁目 2-1 衆議院第一議員会館 312 号室

TEL : 03-3581-5111

(内線 : 50312)

FAX : 03-3508-8989

Mail : [ymatsuno@trust.ocn.ne.jp](mailto:ymatsuno@trust.ocn.ne.jp)

であり、熊本事務所と資金管理団体の所在地は一致するものの、光熱水費0円は疑問が生じる。

以上